

門真市告示第 114 号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の工程（以下「特定工程」という。）及び同条第 6 項に規定する特定工程後の工程を次のとおり指定しますので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により公示し、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

平成 19 年 5 月 29 日

門真市長 園部 一成

記

1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート若しくはその他の構造又はこれらの構造を併用する構造の建築物のうち、棟ごとに新築し、又は増築する部分で次の各号のいずれかに該当するもの

法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下これらを「確認の申請」という。）又は法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知（以下「計画の通知」という。）に係る部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超える住宅（一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿）の用途に供する建築物

に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が 3 以上のもの若しくは確認の申請書等又は計画の通知に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの

2 指定する特定工程

基礎工事に関する特定工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）を特定工程とします。

建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とします。

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組みの工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付工事（平屋にあっては、建方工事）
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋にあっては、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取付工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
5	その他の構造	屋根の工事
6	1の項から5の項までに掲げる構造を併用する構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合にあっては、最も遅く施工する工事）

3 指定する特定工程後の工程

基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る形式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）を特定工程後の工程とします。

建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とします。

項	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋にあっては、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までに掲げる構造を併用する構造	2の表の6の項において特定工程とされた工事に係る構造について、この表の1の項から5の項までに掲げる構造の区分に応じ、同表の右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

4 適用関係

法第85条の適用を受ける建築物又は市長が別に定める建築物については、この告示の規定は適用しません。

平成16年7月1日から平成19年6月30日までの間に確認の申請をする建築物及び計画の通知をする建築物については、特定工程及び特定工程後の工程の指定について（平成16年門真市告示第112号）を適用します。